

三春深田和住宅団地／建築協定に定められた建築物等に関する基準の概要

項 目	協 定 基 準
敷地	分割はできない。
擁壁の構造	道路との境界に設置する擁壁は道路面から高さ 80 センチメートル以下とする。ただし、道路面から 80 センチメートル以上後退し設置する擁壁はこの限りでない。緑道に面する擁壁は現状の変更はできないものとする。
垣・柵等の構造	木竹造または生垣とする。
外壁の後退距離	外壁、柱の面から : 1. 7 m 以上 地下車庫、開放性のある車庫 : 道路境界線から 0. 8 m 以上
構造	主要構造部は木造。ただし、車庫は除く。
用途	住宅、診療所 店舗・事務所その他これに類する併用住宅で床面積の 1/2 以下、かつ 50 m ² 以下で建築基準法施行令 130 条の 3 で定めるもの。
建築物の高さ	最高高さ 地盤面から 10 m を超えないこと 軒の高さ // 7 m を超えないこと
建ぺい率・容積率	建ぺい率 40 % ・容積率 60 % (敷地面積は緑地部分を除いた面積とする。)
屋根形状及び勾配	二方向以上で 4 寸以上の傾斜屋根 軒出は柱心より 90cm 以上
建築設備	冷暖房機等の室外機、プロパンガスボンベ、物置及びごみ置場は道路及び緑道から見えない位置に設置するか、若しくは、母屋と一体的にし、周辺環境と調和するデザインとする。
排水設備等	設置する便所は水洗式とし、浄化槽は合併式とする。
その他	緑地に面する敷地は、緑地側に玄関へのアプローチを設ける。 屋外広告物・自動販売機は設置してはならない。

注) 上記は、協定内容の概要をまとめたものです。詳細については、協定書を
確認してください。